

## 大仙市条例第39号

大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和元年9月27日公布

(大仙市へき地保育所条例の一部改正)

第1条 大仙市へき地保育所条例(平成23年大仙市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の保育料は徴収しない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)の児童

(2) 市町村民税非課税世帯の児童(3歳未満の児童に限る。)

(3) 3歳以上の児童

(大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大仙市条例第24号)の一部を次のように改正する。

本則(支給認定証に係る部分を除く。)中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定こども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

附則第3条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行の日(令和元年10月1日)から施行する。